

愛知県行政書士会東三支部規則

(名称及び組織)

第1条 この支部は、愛知県行政書士会東三支部（以下「支部」という。）と称し別表に掲げる区域内に事務所を有する会員（行政書士、行政書士法人）をもって、組織する。

(用語)

第2条 この規則で本会とは、愛知県行政書士会をいい、会則とは愛知県行政書士会会則をいう。

(目的)

第3条 この支部は、会則第59条〔設置等〕に定める目的及び支部の目的達成のため、必要な事業を行う。

(事務局)

第4条 支部の事務局は、支部区域内に置く。

2 事務局の管理運営の統括者は、支部長とする。

(支部会員名簿)

第5条 支部は、行政書士名簿の写しを編綴したものを支部会員名簿とし、これを備えなければならない。

2 本会から行政書士名簿の記載事項について変更通知があったときは、支部会員名簿の記載事項を整理しなければならない。

3 所属会員が本会から登録の抹消等、会員としての資格を喪失する旨の通知を受けたときは、その者を支部会員名簿から除き、退会者名簿に編綴し保存しなければならない。

4 会員は、補助者の設置又は廃止をしたときは、本会への届出手続きとあわせて、支部にもその氏名等を通知すること。

(支部役員)

第6条 会則第59条〔設置等〕第3項の規定により、この支部に、次の役員を置く。

支部長	1人
副支部長	4人以内
幹事	40人以内
監事	2人以内

(役員を選任)

第7条 役員は、支部総会において、所属支部個人会員のうちから選任する。

2 役員を選任方法は、支部役員会において、豊橋地区5人、豊川地区2人、田原地区1人、蒲郡地区1人の合計9人の推薦委員を選出し、この組織を以って総会に前条の役員を推薦する。

3 互選で選任された推薦委員長は、総会において、役員候補者の氏名を報告しなければならない。

(役員の任期)

第8条 会則第18条〔役員の任期〕及び第19条〔役員の退任〕に関する規定は、支部役員に準用する。

(役員の職務)

第9条 支部長は、支部を代表し、支部の事務を総括する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、これを代理し、又は、欠員となったときは、その職務を行う。

3 幹事は、支部長の定めるところに従い、支部の事務を分掌する。

4 監事は、支部の資産及び会計、並びに会務を監査する。

(支部総会)

第10条 支部長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に定時の支部総会を開催しなければならない。支部総会は、支部内の個人会員をもって構成する。

2 支部長は、必要があると認めたときは臨時に支部総会を開催することができる。

3 会則第23条〔総会の招集〕第2項及び第3項の規定は、支部総会に準用する。この場合、会長とあるは支部長と読み替えるものとする。

(支部総会の議決事項と議事の方法)

第11条 次に掲げる事項は、支部総会の議決を経なければならない。

一 予算の決定及び決算の承認に関する事項

二 支部規則の制定及び変更に関する事項

三 支部役員の選任及び解任に関する事項

2 会則第24条〔議事〕及び第25条〔議長及び副議長〕の規定は、支部総会に準用する。

(支部役員会)

第12条 支部長は、支部の業務執行上必要があると認めたときは、支部役員会を開催することができる。

2 会則第27条〔理事会〕第4項から第8項までの規定は、支部役員会に準用する。この場合、会長とあるは支部長と読み替えるものとする。

(支部役員会の審議事項)

第13条 支部役員会は、次の事項を審議する。

一 支部総会に付議する議案の審議に関する事項

二 会長から、諮問を受けた事項の審議に関する事

三 その他、支部運営の執行に関する事項

(議事録)

第 14 条 支部総会及び支部役員会の議事は、これを議事録に作成し、議長並びに当該会議に出席した個人会員のうちから、議長が指名した個人会員はこれに署名、捺印しなければならない。

(支部の会計)

第 15 条 この支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

- 2 支部の運営は、支部会費、支部入会金、支部交付金、寄付金その他の収入をもって行なう。
- 3 支部会費は、個人会員年額 6,000 円、法人会員年額 6,000 円とし、支部入会金は、個人会員、法人会員とも 10,000 円とする。納入方法については、支部会費納入規則で定める。
- 4 支部長は、支部の会計に関する帳簿を備え、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 5 支部の資産は、支部長が管理する。
- 6 支部役員、その他支部の運営に役務を提供した会員の旅費、日当等は、支部役員会の定めるところによる。

(会長への報告)

第 16 条 支部長は、第 10 条及び第 11 条に規定する支部総会に関する事項、その他支部の行事を施行したときは、その結果を会長に通知、又は報告しなければならない。

(顧問及び相談役)

第 17 条 支部長は、支部役員会の議を経て、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問の委嘱期間は、委嘱した支部長の任期と同一とする。

(会員の責務と品位保持)

第 18 条 会員は、法令を遵守し、与えられた責務を誠実に果たし、常に知識の習得と実践を重ね、行政書士としての信用と品位を、常に確保しなければならない。

(会則の準用)

第 19 条 この規則に定めないので、支部運営に必要な事項は、会則の規定を準用することができる。

附 則

この規則は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 5 月 12 日から施行する。

別表（第1条に定める支部区域）

豊 橋 市 内

豊 川 市 内

蒲 郡 市 内

田 原 市 内